

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合

誠

路線名	三郷松伏線
供用開始の区間	吉川市大字鍋小路字蛇畔三二四番一地从先から 同市大字八子新田字蛇畔一四二番一地先まで
供用開始の期日	令和七年三月六日
備考	令和七年三月四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五一五・〇〇メートル。